

不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	教育委員会 社会教育課
不 利 益 処 分 名	徳島市天狗久資料館の入館拒否等
根 拠 法 令	徳島市天狗久資料館条例
根 拠 条 項	第5条
連 絡 先	天狗久顕彰会（連絡先は社会教育課（電話 621-5566）までお問い合わせください。）
処 分 基 準	<p>【根拠条文】 徳島市天狗久資料館条例 （入館の拒否等） 第5条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、天狗久資料館への入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。</p> <p>(1) 騒音を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑をかけるおそれがあると認められる者 (2) 天狗久資料館の施設、付属設備及び資料を損傷するおそれがあると認められる者 (3) 感染性の疾病があると認められる者 (4) 他人に危害を及ぼし、若しくは迷惑をかけるおそれがあると認められる物品又は動物を携行する者 (5) その他管理上支障があると認められる者</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ</p>
	基 準
	参 考 事 項
設 定 等 年 月 日	平成26年 8月 1日設定（平成 年 月 日最終変更）